

産地活性化総合対策事業推進費補助金等 交付要綱の制定について

〔 2 1 生産第 9 8 1 4 号
平成 2 2 年 4 月 1 日
農林水産事務次官依命通知 〕

改正	平成23年 4 月 1 日	22生産第10889号
改正	平成23年10月27日	23生産第4881号
改正	平成24年 4 月 6 日	23生産第6154号
改正	平成24年 5 月 9 日	24生産第 4 2 4 号
改正	平成25年 5 月16日	25生産第 3 7 3 号
改正	平成26年 1 月15日	25生産第2695号
改正	平成26年 3 月 5 日	25生産第3230号
改正	平成26年 4 月 1 日	25生産第3435号
改正	平成27年 4 月 9 日	26生産第3324号
改正	平成27年 9 月30日	27生産第1823号
改正	平成28年 2 月29日	27生産第2705号
改正	平成28年 4 月 1 日	27生産第2905号

この度、産地収益力向上支援事業、農畜産業機械等リース支援事業及び強い農業づくり交付金（市町村型）の実施に係る産地収益力向上支援事業推進費補助金等交付要綱が別紙のとおり定められたので、御了知の上、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

なお、このことに併せ、産地生産拡大プロジェクト支援事業推進費補助金等交付要綱（平成20年 4 月 1 日付け19生産第10005号農林水産事務次官通知）は廃止することとされたので御了知願いたい。

以上、命により通知する。

(別 紙)

産地活性化総合対策事業推進費補助金等交付要綱

第1 農林水産大臣は、産地活性化総合対策事業実施要綱（平成23年4月1日付け22生産第10888号農林水産事務次官依命通知。以下「産地活性化実施要綱」という。）、農畜産業機械等リース支援事業実施要綱（平成23年4月1日付け22生産第2448号農林水産事務次官依命通知）、いぐさ・昼表農家経営所得安定化対策事業実施要綱（平成26年3月20日付け25生産第3364号農林水産事務次官依命通知）及びさとうきび及びでん粉原料用かんしょ経営安定対策推進事業実施要綱（平成19年3月30日付け18生産第9639号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行う事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として農林水産大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において、補助事業者に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成18年6月20日農林水産省告示第881号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第2 補助対象経費及びこれに対する補助率は、別表1に定めるところによる。

第3 次の（1）及び（2）に掲げる流用をしてはならない。

（1）別表1の区分欄に掲げるⅠとⅡの事業の相互間における流用

（2）別表1の区分欄のⅠの経費欄に掲げるⅠからⅦまでの事業の相互間における流用

第4 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び規則第2条の規定に基づく申請書及び添付書類の様式は別記様式第1号のとおりとし、補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別表2の事業名の欄に掲げるそれぞれの事業の補助事業者の区分に従って交付決定者の欄に掲げる者（以下「交付決定者」という。）に正副2部を提出しなければならない。

2 補助事業者は、1の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合にあっては、この限りでない。

第5 第4の申請書及び添付書類の提出は、交付決定者が別に定める日までに行うものとする。

2 交付決定者は、1の規定による申請書の提出があったときは、審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に補助金交付決定の通知を行うものとする。

3 補助事業者は、適正化法第9条第1項、交付規則第4条の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を交付決定者に提出しなければならない。

第6 補助事業者は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、交付決定者に届けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

3 補助事業者は、2により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

第7 補助事業者は、規則第3条第1号の規定に基づき交付決定者の承認を受けようとする場合は、別記様式第3号により変更承認申請書正副2部を交付決定者に提出しなければならない。

2 交付決定者は、1の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

第8 規則第3条第1号イ及びロに規定する農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表1の重要な変更欄に掲げる変更以外の変更とする。

第9 補助事業者は、規則第3条第2号の規定に基づき交付決定者の指示を求める場合は、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を交付決定者に提出しなければならない。

第10 適正化法第12条の規定に基づく報告は、補助金の交付の決定のあった年度の第3・四半期の末日現在において、別記様式第4号により補助金等事業遂行状況報告書正副2部を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに交付決定者に提出しなければならない。

ただし、交付決定者（交付決定者が農林水産大臣とされている場合においては農林水産省生産局長又は政策統括官）が別に定める概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

第11 規則第6条第1項に規定する実績報告書の様式は、別記様式第5号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了した日から、1ヶ月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、正副2部を交付決定者に提出しなければならない。

2 第4の2ただし書により交付の申請をした補助事業者は、1の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4の2ただし書により交付の申請をした補助事業者は、1の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、その金額（2により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第6号により速やかに交付決定者に報告するとともに、交付決定者の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該年度の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により交付決定者に報告しなければならない。

第12 交付決定者は、第11の1の規定による報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

2 交付決定者は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 2の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パー

セントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第13 交付決定者は、第7の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合は、第5の交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 交付決定者は、1の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 交付決定者は、1の(1)から(3)までの取消しをした場合において、2の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 2に基づく補助金の返還及び3の加算金の納付については、第12の3の規定を準用する。

第14 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

第15 適正化法施行令第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣が定める財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 適正化法施行令第13条第5号の規定に基づく農林水産大臣が定める財産は、牛、馬、豚及びめん羊とする。

3 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、交付規則第5条により定める処分制限期間（以下単に「処分制限期間」という。）とする。

4 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ交付決定者の承認を受けなければならない。

5 第14の2の規定は、4の承認をする場合において準用する。

第16 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって、規則第5条に定める処分制限期間を経過しないものがある場合にあっては、別記様式第7号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

第17 補助金に係る交付を決定する場合におけるその決定額の下限は、3,500万円とする。ただし、交付先の選定を公募により行う場合及び交付決定者が特に必要と認める場合については、この限りでない。

附 則

- 1 産地生産拡大プロジェクト支援事業推進費補助金等交付要綱（平成20年4月1日付け19生産第10005号農林水産事務次官通知。以下「旧生産拡大交付要綱」という。）は、廃止する。
- 2 1により廃止された旧生産拡大交付要綱に基づき、平成21年度までに実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この交付要綱の改正に伴い、農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金交付要綱（平成17年4月1日付け16生産第8265号農林水産事務次官依命通知）は、廃止する。
- 3 この交付要綱及び2による廃止前の農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金交付要綱に基づき、平成22年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

この通知は、平成23年10月27日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成24年4月6日から施行する。
- 2 平成23年度までに実施した事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この通知は、平成24年5月9日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成25年5月16日から施行する。
- 2 平成24年度までに実施した事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

この通知は、平成26年1月15日から施行する。

附 則

この通知は、平成26年3月5日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度までに実施した事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

- 1 この通知は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 平成26年度までに実施した事業については、なお従前の例によることとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この通知は、平成27年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この通知による改正前の各通知（以下「旧通知」という。）の規定により農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）がした処分、手続その他の行為（以下「処分等」という。）は、この通知による改正後の各通知（以下「新通知」とい

う。)の相当規定により農林水産省生産局長、農村振興局長又は政策統括官(以下「生産局長等」という。)がした処分等とみなし、旧通知の規定により生産局長に対してされた申請その他の行為(以下「申請等」という。)は、新通知の相当規定により生産局長等に対してされた申請等とみなす。

附 則

この通知は、平成28年2月29日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の産地活性化総合対策事業推進費補助金等交付要綱に基づく事業については、なお従前の例による。

別表1（第2、第3、第8関係）

区 分	経 費	補 助 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
I 国産農産物 生産・供給体 制強化対策事 業費補助金 1 産地活性 化総合対策 事業推進費 補助金	I 新品種・新技術活用型産地育 成支援事業費 補助事業者が事業実施計画に基 づいて実施する次に掲げる事業に 要する経費 1 産地ブランド発掘事業 2 地域コンソーシアム支援事業 3 種苗供給円滑化事業 4 新品種・新技術活用環境整備 事業 国産原材料供給力強化支援事業	定額 定額 定額 定額、1/3以内	1 事業費又は国庫補 助金のそれぞれの経 費の相互間における 30%を超える増減 2 経費の欄の1から 4までの経費の相互 間における経費の増 減 3 補助率が異なる経 費ごとの相互間にお ける経費の増減	1 事業実施主体の変 更 2 事業の新設又は廃 止 3 事業費の30%を超 える増又は国庫補助 金の増 4 事業費又は国庫補 助金の30%を超える 減
	II 生産システム革新推進事業費 補助事業者が事業実施計画に基 づいて実施する次に掲げる事業に 要する経費 1 農作業安全総合対策推進事業 2 普及指導活動課題解決技術習 得支援事業 3 G A P体制強化・供給拡大事 業 （1）販路拡大等を目指したG A Pの普及推進事業 （2）認証体制導入支援事業 ア 検討会の開催 イ 審査・確認の仕組みの 構築 ウ 農場審査の実証及び検 証 （3）I C Tを活用した既存G A Pの高度化支援事業 ア I C T機器の操作習熟 等を図るための研修会の 開催 イ クラウドによる情報シ ステムの利用 ウ G L O B A L G. A. P. 等の取得 （4）全国推進事業 ア G L O B A L G. A. P. の運用改善に係る取 組 イ 輸出用G A Pの策定に 係る取組	定額 定額 1/2以内 定額 定額 1/2以内 定額 定額、1/2以内	1 事業費又は国庫補 助金のそれぞれの経 費の相互間における 30%を超える増減 2 経費の欄の1から 3までの経費の相互 間における経費の増 減 3 補助率が異なる経 費ごとの相互間にお ける経費の増減	1 事業実施主体の変 更 2 事業の新設又は廃 止 3 事業費の30%を超 える増又は国庫補助 金の増 4 事業費又は国庫補 助金の30%を超える 減

区 分	経 費	補 助 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
	Ⅲ 薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業費 補助事業者が事業実施計画に基づいて実施する次に掲げる事業に要する経費 1 薬用作物産地確立支援事業 2 薬用作物産地支援体制整備事業 3 国産茶輸出拡大等促進支援事業 4 地域特産作物産地確立支援事業	定額、1/2以内 ただし、補助率の内容は産地活性化実施要綱別表3の定めるところによるものとする。 定額 定額、1/2以内 ただし、補助率の内容は産地活性化実施要綱別表3の定めるところによるものとする。 定額	1 事業費又は国庫補助金のそれぞれの経費の相互間における30%を超える増減 2 補助率が異なる経費ごとの相互間における経費の増減	1 事業実施主体の変更 2 事業の新設又は廃止 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減
	Ⅳ 国産花きイノベーション推進事業費 補助事業者が事業実施計画に基づいて実施する次に掲げる事業に要する経費 1 地区推進事業 2 全国推進事業 (1) 花き日持ち性向上対策実証事業 (2) 花き生販連携活動推進事業 (3) 少量花材安定供給体制構築支援事業 (4) 花きの効用検証・普及事業 (5) 花育活動全国推進事業 (6) くらしに花を取り入れる新需要創出事業	定額、1/2以内 定額	1 事業費又は国庫補助金のそれぞれの経費の相互間における30%を超える増減 2 補助率が異なる経費ごとの相互間における経費の増減	1 事業実施主体の変更 2 事業の新設又は廃止 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減

区 分	経 費	補 助 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
	V 産地収益力増強支援事業推進費 補助事業者が事業実施計画に基づいて実施する次に掲げる事業に要する経費 1 大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業 (1) 地区推進事業 ア 作付体系転換支援事業 イ 米粉製造革新技術等開発支援事業 (2) 全国推進事業 ア 大豆価格形成安定化事業 イ 革新技術等波及展開支援事業 2 養蜂等振興強化推進事業 (1) 地区推進事業 ア 蜜源植物の植栽支援事業 イ 在来種マルハナバチの利用拡大支援事業 (2) 全国推進事業 3 地域バイオマス支援地区推進事業 畜産経営環境調和推進支援事業 4 地域作物支援地区推進事業 (1) 国内産いもでん粉高品質化推進事業 (2) 種ばれいしょ産地育成支援事業 5 食肉等産地育成強化推進事業 6 乳業再編等合理化推進事業 (1) 地区推進事業 (2) 全国推進事業	定額 1/2以内 定額 定額 定額、1/2以内 定額 定額 1/2以内 1/2以内 定額 定額	1 事業費又は国庫補助金のそれぞれの経費の相互間における30%を超える増減 2 補助率が異なる経費ごとの相互間における経費の増減	1 事業実施主体の変更 2 事業の新設又は廃止 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減
	VI 農畜産業機械等リース支援事業推進費 補助事業者が事業実施計画に基づいて実施する次に掲げる事業に要する経費 1 新品種・新技術活用型 2 産地活性化型 3 地域作物支援型	定額 定額 定額	1 経費の相互間における増減	1 事業実施主体の変更 2 事業の新設又は廃止 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減

区 分	経 費	補 助 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
	VII いぐさ・昼表農家経営所得安定化対策事業費 補助事業者が事業実施計画に基づいて実施する次に掲げる事業に要する経費 1 経営所得安定化対策事業費 2 経営所得安定化対策推進事業	定額 定額	1 経費欄の1及び2の経費の相互間における経費の増減	1 事業実施主体の変更 2 事業の新設又は廃止 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減
	VIII 雪害対応産地再生緊急支援事業費 補助事業者が事業実施計画に基づいて実施する次に掲げる事業に要する経費 1 残さ等の撤去、整地、整枝等の栽培環境の整備事業 2 作物生産の再開に向けた資材の共同購入事業	定額 1/2以内、 9/20以内	1 補助率が異なる経費ごとの相互間における経費の増減	1 事業実施主体の変更 2 事業の新設又は廃止 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減
II さとうきび・でん粉原料用かんしょ生産者経営安定対策事業費補助金	さとうきび及びでん粉原料用かんしょ経営安定対策推進事業費 補助事業者がさとうきび及びでん粉原料用かんしょ経営安定対策推進事業実施計画書に基づいて実施する事業に要する経費	定額		1 事業実施主体の変更 2 事業の廃止

別表 2 (第 4、第 5、第 6、第 7、第 9、第10、第11、第12、第13、第15、第17関係)

事業名	補助事業者の区分	交付決定者
1 新品種・新技術活用型産地育成支援事業のうち産地ブランド発掘事業、地域コンソーシアム支援事業、種苗供給円滑化事業、新品種・新技術活用型産地育成支援事業のうち国産原材料供給力強化支援事業 2 生産システム革新推進事業のうちGAP体制強化・供給拡大事業（販路拡大等を目指したGAPの普及推進事業に限る。） 3 薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業のうち薬用作物産地確立支援事業及び国産茶輸出拡大等促進支援事業 4 国産花きイノベーション推進事業（全国推進事業を除く。） 5 産地収益力増強支援事業のうち大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業（全国推進事業を除く。）、養蜂等振興強化推進事業のうち地区推進事業、食肉等産地育成強化推進事業及び乳業再編等合理化推進事業のうち地区推進事業 6 農畜産業機械等リース支援事業のうち新品種・新技術活用型、産地活性化型及び地域作物支援型 7 雪害対応産地再生緊急支援事業	下記の区分以外の補助事業者	補助事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長
	北海道に補助事業者の主たる事務所が所在する補助事業者	農林水産大臣
	沖縄県に補助事業者の主たる事務所が所在する補助事業者	内閣府沖縄総合事務局長
1 産地収益力増強支援事業のうち地域バイオマス支援地区推進事業	下記の区分以外の補助事業者	補助事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長
	北海道に補助事業者の主たる事務所が所在する補助事業者	北海道農政事務局長
	沖縄県に補助事業者の主たる事務所が所在する補助事業者	内閣府沖縄総合事務局長
1 産地収益力増強支援事業のうち地域作物支援地区推進事業	下記の区分以外の補助事業者	事業の実施地を管轄する地方農政局長
	北海道において主に事業を実施する補助事業者	農林水産大臣
	沖縄県において主に事業を実施する補助事業者	内閣府沖縄総合事務局長
1 生産システム革新推進事業のうち農作業安全総合対策推進事業、普及指導活動課題解決技術習得支援事業、GAP体制強化・供給拡大事業（認証体制導入支援事業及びICTを活用した既存GAPの高度化支援事業に限る。）及び全国推進事業 2 薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業のうち薬用作物産地支援体制整備事業及び地域特産作物産地確立支援事業 3 国産花きイノベーション推進事業のうち全国推進事業 4 産地収益力増強支援事業のうち全国推進事業 5 いぐさ・畳表農家経営所得安定化対策事業 6 さとうきび及びでん粉原料用かんしょ経営安定対策推進事業	左欄の事業を実施する補助事業者	農林水産大臣